

## 9 エネルギー関係

### (1) エネルギー分野の基本方針

我が国のエネルギー供給に当たっては、安定供給の確保と並んで、世界経済のグローバル化に伴う大競争時代の到来からくる効率化の要請と、地球環境問題の深刻化からくる地球環境保全への配慮という要請が重要な課題となってきた。

電力・ガス分野においても、こうした動きを踏まえ、公益的課題との両立を前提に、供給体制の効率化に向けた関係事業制度改革が進められているところであるが、その基本となる市場としての機能が十分に発揮できる仕組みを整備する等積極的に規制改革を推進する観点から、制度の見直しに向けた作業を行う。

石油分野については、既定方針にのっとり、緊急時対応能力を確保しつつ、市場原理を活用することによって我が国の石油の安定供給の重要な役割を担う石油産業の一層の効率化を図る観点から、石油産業の需給調整規制を撤廃する。

### (2) エネルギー分野の重点事項

部分自由化された電力市場の市場機能の確保

大口需要家を対象とした部分自由化が実施された電力市場が十分に機能するよう、電力供給システムの問題点を把握し、適切な施策を検討する。

電気事業における競争の更なる導入の検討

制度改革の問題点及び成果を整理した上で、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて今後の電気事業制度の在り方を抜本的に検討し、早急に結論を得る。

ガス事業における競争の更なる導入の検討

ガス体エネルギー産業全体を視野に入れた、規制の将来像等を整理した上で、ガスの安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後のガス事業制度の在り方を抜本的に検討し、早急に結論を得る。

石油政策の見直し

平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。

(3) 個別事項

ア 石油

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
石油政策の見直し (経済産業省)	内外の環境変化を踏まえ、セキュリティ確保を図るとともに、精製業等における競争条件の一層の整備を図る等の観点から、平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。 【石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 55 号)】	計画・エネア	措置済 (1 月施行)		

イ 電気事業

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
電気事業制度全体の見直し (経済産業省)	以下の事項について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場合などを通じ検討・検証を行い、早急に結論を得る。 (a) 自由化範囲の拡大 (b) 卸電力市場の整備 (c) 現行の接続供給制度に関する条件改善 (d) 送電線整備に関するルール (e) 送配電線建設の自由化、系統運用のルール整備・中立化 (f) 送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保(発送電分離を含む) (g) 規制機関の独立性	重点・エネ(1)ア 重点・エネ(1)イ 重点・エネ(1)ウ 重点・エネ(1)エ 重点・エネ(1)オ 重点・エネ(1)カ 重点・エネ(1)キ 〔計画・エネイ〕		検討 ・結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
託送制度の運用 (経済産業省、公正取引委員会)	経済産業省と公正取引委員会とが必要に応じで連携し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討する。	計画・エネルギー	検討	結論	
電力市場の更なる活性化 (経済産業省、公正取引委員会)	中央電力協議会が行う経済融通について新規参加者の参加が認められ得るルールの運用について、経済産業省は公正取引委員会と必要に応じ連携し注視する。	計画・エネルギー	措置済		
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 (経済産業省)	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提に検討を進める。	計画・エネルギー	検討	結論	
マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火力設備技術基準への適合の明確化 (経済産業省)	マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火力設備技術基準への適合性について、同基準の解釈を明確化する。 【発電用火力設備の技術基準の解釈改正】	計画・エネルギー	措置済 (7月改正)		
維持流量を活用した水力発電所等の総合資源エネルギー調査会審査対象からの除外 (経済産業省)	総合資源エネルギー調査会(電源開発分科会)の審議対象電源について見直しを行い、出力が極めて小規模である維持流量を活用した水力発電所等を同分科会の審議対象から除外することの可否について検討する。	要望等	検討	結論・措置	
電気工作物の占用許可申請書類の簡素化 (国土交通省)	直轄国道における電気工作物の道路占用許可申請に係る添付書類については、一層の簡素化を検討する。	要望等	結論		

## ウ ガス事業

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	<p>a 都市ガス事業の自由化範囲について、ガスの安定的な供給を確保しつつも、需要家の過半を占める年間契約数量が100万以下の需要家への供給についても自由化範囲の拡大する。</p> <p>b 自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討する。</p>	重点・エネ(2)ア 〔計画・エネウ〕		検討・結論	
ガス供給インフラの整備推進 (経済産業省)	<p>a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点(他の都市ガス会社の供給区域内であっても)においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。</p> <p>b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。</p>	重点・エネ(2)イ 〔計画・エネウ〕		検討・結論	
既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	<p>a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。</p> <p>b LNG基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。</p> <p>c 大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。</p>	重点・エネ(2)ウ 〔計画・エネウ〕		検討・結論	
ガス託送制度の改善 (経済産業省)	<p>接続供給料金の算定方法に将来の経営効率化効果を織り込む等接続供給料金算定基準の改定を早急に行うとともに、その基準の適用を受けるガス事業者が新算定基準に基づいた接続供給約</p>	計画・エネウ	措置済 (13年1月制定)		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	<p>款を早期に届け出るよう指導する。</p> <p>【「接続供給約款料金算定要領」制定】</p>				
<p>ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)</p>	<p>a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。</p> <p>b 簡易ガス事業者によるLNG利用についてはこれを認める方向で検討を図る。</p>	<p>重点・エネ(2)エ 〔計画・エネウ〕</p>		<p>検討・結論</p>	
<p>LPガスの取引適正化・料金透明化 (経済産業省)</p>	<p>「LPガス料金問題検討会報告」や「LPガス販売に関する指針」等をLPガス事業者が遵守するよう適切に指導する。</p> <p>【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正(平成13年経済産業省令第182号)】</p>	<p>計画・エネウ</p>	<p>措置済 (8月施行)</p>		